

## 解体工事業の経過措置終了に伴う注意点

- ◆ 令和元年5月31日で解体工事業の経過措置が終了することに伴い、令和元年6月1日申請受付分（※県での受付押印日）より以下の取扱いとなりますのでご注意ください。

	令和元年5月31日 申請受付分まで	令和元年6月1日 以降申請受付分
【工事種類別完成工事高】 業種コード300 (とび・土工・コンクリート工事・ 解体工事(経過措置))	記載必要	記載不要
【技術賞職員名簿】 業種コード99 (とび・土工工事業・解体工事 (経過措置))	記入可	記入不可

## 経営事項審査の確認資料の変更について

- ◆ 現行、経営事項審査における確認資料として「工事経歴書（様式第2号）に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書」の提出件数を以下のとおり変更します。

	令和元年5月31日 申請受付分まで	令和元年6月1日 以降申請受付分
業種毎に工事経歴書に記載 されている請負代金の大き い順に上位から	10件 (10件に満たない場合は全て)	5件 (5件に満たない場合は全て)

※対象者

中国地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者

☺お問い合わせ☺



国土交通省

中国地方整備局  
建政部 計画・建設産業課 経営支援係  
TEL082-221-9231(代)  
〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15